

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十一条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令
 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等） 第二十二条（略） 2～4（略） 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して九年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 6～7（略） 8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して九年（当該指定の日が法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までである場合には、十五年）を超えない範囲内で変更することができる。</p>	<p>（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等） 第二十二条（略） 2～4（略） 5 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して八年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 6～7（略） 8 認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であつても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して八年を超えない範囲内で変更することができる。</p>

附 則

この庁令は、平成二十九年四月一日から施行する。